

公立の高等学校における妊娠を理由とした退学等に係る実態把握の結果等を踏まえた妊娠した生徒への対応等について(通知) ①

(平成30年3月29日付け29初児生第1791号児童生徒課長、健康教育・食育課長連名通知)

1 背景

- ✓ 平成28年6月、京都府立高校において妊娠中の女子生徒に対し、学校側が休学を勧め、卒業するためには体育の実技が必要だと説明した事案が発生。
- ✓ 同年12月、子どもの貧困対策推進議員連盟(会長:田村憲久議員)より、松野文部科学大臣(当時)へ「子どもの貧困対策に関する要望書」(※)を手交。(※)「子どもの貧困対策に関する要望書」(抄)
11、若年妊娠者の高校中退、将来の非正規雇用リスクを減らす様、徹底した調査と通達で「妊娠退学」をゼロにしていくこと

2 通知の概要

以下に掲げる留意事項等を踏まえ、各学校において妊娠した生徒に対し適切な対応を行うこと。

(1) 妊娠した生徒の学業の継続に向けた考え方

- 生徒が妊娠した場合には、関係者間で十分に話し合い、母体の保護を最優先としつつ、教育上必要な配慮を行うべきものであること。
- 生徒に学業継続の意思がある場合は、教育的な指導を行いつつ、安易に退学処分や事実上の退学勧告等の対処は行わないという対応も十分考えられること。
- 当該生徒の希望に応じ、当該学校で学業を継続することのほか、学業の継続を前提として、転学等を支援することも考えられること。
- 妊娠した生徒が退学を申し出た場合には、当該生徒や保護者の意思を十分確認することが大切であるとともに、退学以外に転学等学業を継続するための様々な方策があり得ることについて必要な情報提供を行うこと。

公立の高等学校における妊娠を理由とした退学等に係る実態把握の結果等を踏まえた妊娠した生徒への対応等について(通知) ②

(平成30年3月29日付け29初児生第1791号児童生徒課長、健康教育・食育課長連名通知)

2 通知の概要

(2) 妊娠した生徒に対する具体的な支援の在り方

- 妊娠した生徒が引き続き学業を継続する場合は、当該生徒及び保護者と話し合いを行い、当該生徒の状況やニーズも踏まえながら、学校として養護教諭やスクールカウンセラー等も含めた十分な支援を行う必要があること。
- 体育実技等、身体活動を伴う教育活動においては、当該生徒の安全確保の観点から工夫を図った教育活動を行ったり、課題レポート等の提出や見学で代替するなど母体に影響を与えないような対応も考えられること。
- 妊娠を理由として退学をせざるを得ないような場合であっても、
 - ・再び高等学校等で学ぶことを希望する者に対しては、高等学校等就学支援金等による支援の対象となり得ることや、高等学校卒業程度認定試験があること
 - ・就労を希望する者や将来の求職活動が見込まれる者等に対しては、ハローワーク及び地域若者サポートステーション等の就労支援機関があることなどについて、当該生徒の進路に応じた必要な情報提供等を行うこと。
- 各教育委員会においては、妊娠を理由として過去に高等学校等を退学した者についても、これらの関係機関と連携しつつ、学習相談等の効果的な支援の実施を推進すること。

(3) 日常的な指導の実施

学習指導要領に基づき、生徒が性に関して正しく理解し適切な行動をとることができるよう性に関する指導を保健体育科、特別活動で行うなど、学校教育活動全体を通じて必要な指導を行うこと。

公立の高等学校(全日制及び定時制)における妊娠を理由とした退学に係る実態把握結果 ①

(平成30年3月29日公表)

調査の趣旨

公立の高等学校における妊娠を理由とした退学等に係る実態を把握する

調査対象

公立の高等学校(全日制及び定時制に通学する生徒に限る)及び都道府県教育委員会

調査結果

- 平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間(平成27・28年度)に、妊娠の事実を学校が把握した生徒数(単位:人)

	全日制	定時制
生徒数	1,006	1,092

計:2,098人

- 妊娠した生徒に対し、妊娠を理由として行った懲戒(事実行為としての懲戒を含む)件数(単位:件)

		全日制		定時制	
		回答数	割合	回答数	割合
①法的効果を伴う懲戒	退学	0	0.0%	0	0.0%
	停学	1 ※	0.1%	0	0.0%
	訓告	0	0.0%	0	0.0%
②事実行為としての懲戒	自宅謹慎	2	0.2%	0	0.0%
	学校内謹慎・別室指導	6	0.6%	5	0.5%
	説諭	35	3.5%	15	1.4%
	その他	28	2.8%	3	0.3%
計(学校が何かしらの懲戒を行った生徒数)		72	7.2%	23	2.1%

公立の高等学校(全日制及び定時制)における 妊娠を理由とした退学に係る実態把握結果 ②

(平成30年3月29日公表)

○ 平成29年9月1日現在における、妊娠した生徒の在籍状況(単位:件)

		全日制		定時制		
		回答数	割合	回答数	割合	
①産前産後(概ね出産の前後6~8週間程度)を除く全ての期間通学(※)		319	31.7%	459	42.0%	
妊娠・出産を理由とする	②課程の変更	9	0.9%	26	2.4%	
	③産前産後(概ね出産の前後6~8週間程度)以外の妊娠期・育児期における休学	42	4.2%	146	13.4%	
	④転学	153	15.2%	25	2.3%	
	退学	⑤懲戒退学	0	0.0%	0	0.0%
		⑥退学を勧めた結果として「自主退学」	21	2.1%	11	1.0%
	⑦真に本人(又は保護者)の意思に基づいて自主退学	371	36.9%	271	24.8%	
⑧妊娠・出産以外を理由とする②~⑦		91	9.0%	154	14.1%	
計		1006	100.0%	1092	100.0%	

※妊娠後も休学・転学・退学もせずに在籍した者について計上

○ 妊娠又は出産を理由として、学校が退学を勧めた結果「自主退学」した生徒の意思等(単位:件)

	全日制		定時制	
	回答数	割合	回答数	割合
①生徒又は保護者の意思を確認したところ、引き続きの通学、休学又は転学を希望していたが、学校は退学を勧めた	12	57.1%	6	54.5%
②生徒又は保護者の意思を確認したところ、今後についての明確な希望はなく、学校が退学を勧めた	9	42.9%	5	45.5%
③生徒又は保護者の意思は確認せず、学校が退学を勧めた。	0	0.0%	0	0.0%

公立の高等学校(全日制及び定時制)における 妊娠を理由とした退学に係る実態把握結果 ③

(平成30年3月29日公表)

○ 妊娠又は出産を理由として、学校が退学を勧めた理由(単位:件)

	全日制		定時制	
	回答数	割合	回答数	割合
①母体の状況や育児を行う上での家庭の状況から、学業を継続することが難しいと判断したため	10	47.6%	8	72.7%
②本人の学業継続が、他の生徒に対する影響が大きいと判断したため	4	19.0%	1	9.1%
③学校における支援体制(ハード面、ソフト面)が十分ではなく、本人の安全が確保できないと判断したため	6	28.6%	2	18.2%
④その他	1	4.8%	0	0.0%

○ 「産前産後(概ね出産の前後6~8週間程度)を除く全ての期間通学」した生徒に対する、 学校が行った配慮事例(単位:件)

	全日制		定時制	
	回答数	割合	回答数	割合
①体育等実技を伴う教育活動(体育大会や球技大会など)について、実技に代え、レポート提出、プリント学習、見学等に代替した	147	46.1%	286	62.3%
②つわりなど体調不良により欠席した場合には、補習(補習授業やプリント学習等)を実施した	54	16.9%	79	17.2%
③保護者やかかりつけの病院との連絡先など、緊急時の対応についてあらかじめ確認した	130	40.8%	265	57.7%
④当該生徒の体調管理等の観点から、本人(又は保護者)の希望も踏まえ、必要な教職員に妊娠又は出産の事実を共有し、適宜情報共有を図った	219	68.7%	348	75.8%
⑤校内に託児所を設置又は近隣の託児施設の紹介等を行った	0	0.0%	4	0.9%
⑥その他	53	16.6%	59	12.9%

公立の高等学校(全日制及び定時制)における 妊娠を理由とした退学に係る実態把握結果 ④

(平成30年3月29日公表)

○ 妊娠を理由とした懲戒(事実行為としての懲戒を含む)の基準の有無(平成29年9月1日時点)(単位:校)

(1) 都道府県・市町村教育委員会

	全日制		定時制	
	回答数	割合	回答数	割合
①あり	0	0.0%	0	0.0%
②なし	628	100.0%	127	100.0%

(2) 各高等学校

	全日制		定時制	
	回答数	割合	回答数	割合
①あり	2	0.1%	3	0.5%
②なし	3,309	99.9%	602	99.5%